

事務連絡
令和3年10月5日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

福祉サービス事業所等を自立準備ホームとして活用する場合の取扱いについて

日頃より厚生労働行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所等（以下「福祉サービス事業所等」という。）において、定員の空きを活用して、本来の業務に支障の無い範囲で社会参加に向けた支援対象者を受け入れる場合の考え方について、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）により通知しているところで

す。

今般、別添のとおり、法務省保護局更生保護振興課保護調査官から、地方更生保護委員会事務局長及び保護観察所長宛て、自立準備ホーム（※）の開拓にあたっての参考情報として上記通知の内容を周知する事務連絡が発出されております。

管内の福祉サービス事業所等から、自立準備ホームとしての活用について照会があった場合においては、別添の事務連絡及び4部局長連名通知の内容に沿って、適切に取り扱っていただくようお願いいたします。

本内容については、管内の関係団体及び施設等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

※ 「自立準備ホーム」

保護観察所が、更生保護施設以外の宿泊場所を管理する事業者等に対し、行き場のない刑務所出所者等に対する宿泊場所の提供や自立のための生活指導等を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」において、事業者が提供する宿泊場所

事 務 連 絡

令和3年9月17日

地方更生保護委員会事務局長 殿

保 護 観 察 所 長 殿

法務省保護局更生保護振興課保護調査官

自立準備ホームの開拓に係る参考事項について

緊急的住居確保・自立支援対策については、各庁において、平素から、管内における自立準備ホームの開拓に努めていただいていることに改めて御礼を申し上げます。

先般、厚生労働省より、別添のとおり「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長，社会・援護局長，障害保健福祉部長，老健局長連名通知）（以下「別添通知」という。）が各都道府県知事，指定都市市長及び中核市市長宛てに発出されました。

別添通知においては、高齢者，障害者，児童等の対象者に関わらず，属性を問わない包括的な支援を提供する仕組みを推進していく観点から，既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所等（以下「福祉サービス事業所等」という。）が，定員の空きを活用して，本来の業務に支障の無い範囲で，本来の支援対象者とは別に，社会参加に向けた支援対象者（以下「社会参加支援対象者」という。）を受け入れる場合の考え方が整理されており，別添通知に示された取扱いの範囲であれば，入所施設や居住系サービスを実施している福祉サービス事業所等を自立準備ホームとして登録し，委託を行うことなども考えられるところです。

つきましては，既存の福祉サービス事業所等を自立準備ホームとして登録等を行う際の留意点は下記のとおりですので，自立準備ホームの開拓を行う際の参考にされたく連絡します。

なお，本件については，厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課，同社会・援護局保護課及び地域福祉課地域共生社会推進室，同社会・援護局障害保健福

社部障害福祉課及び同老健局高齢者支援課及び認知症施策・地域介護推進課と協議済みですので、申し添えます。

記

- 1 別添通知には、既存の福祉サービス事業所等において、社会参加支援対象者を受け入れる場合の取扱いが示されているが、この社会参加支援対象者には、行き場のない刑務所出所者等も含み得ること。

したがって、別添通知において示されている、「定員の空きを活用して本来の事業に支障の無い範囲」であれば、既存の福祉サービス事業所等が、保護観察所に自立準備ホームとして登録した上で、刑務所出所者等を受け入れることが可能であること。

なお、活用が想定される福祉サービス事業所等としては、養護老人ホーム、認知症グループホーム、障害者グループホーム、自立援助ホーム、保護施設、無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設を含む。）その他別添通知別紙 1 に掲げる社会福祉施設等が考えられること。

- 2 別添通知において、社会参加支援対象者の受け入れについては、定員に空きがある場合において、本来事業に支障を及ぼさない範囲で行うことは、施設の一時使用に該当し、施設整備の財産処分には該当しないこととされている。

自立準備ホームの登録を行ったとしても、刑務所出所者等の受入義務が生じるものではないことから、登録自体によって、指定基準等に抵触したり、財産処分手続が必要になったりするものではなく、また、実際の刑務所出所者等の受け入れが、別添通知に定める一時使用に該当する範囲内で行われるのであれば、指定基準等には抵触せず、財産処分の手続も必要ないこと（別添通知記の 1（2）、（4））。

ただし、指定等事業の利用者の利用を制限して、自立準備ホームとして専用受入枠の居室を確保するような取扱いが行われた場合には、指定基準等への抵触や、財産処分手続が必要になるため、留意されたい。

- 3 各福祉サービス事業所等の指定等事業の報酬・委託費等との関係については、別添通知記の 1（3）アのとおり、利用者数に応じて報酬や委託費等が算定されている事業の場合、自立準備ホームとしての受け入れに関して保護観察所から支弁を受けた委託費は、指定等事業において請求する報酬と調整を行う必要はないこと。

- 4 自立準備ホームの開拓において、福祉サービス事業所等へ協力を依頼する場合には、緊急的住居確保・自立支援対策実施要領や別添通知及び本事務連絡の内容について、福祉サービス事業所等と十分に確認の上で、登録手続を進めること。

また、保護観察所から実際に福祉サービス事業所等に対して、刑務所出所者等の委託を行う場合には、受入について十分な事前調整を行うと共に、委託後においても、福祉サービス事業所等との連携を密にして被保護者に関する必要な協議等を行うこと。

子 発 0331 第 9 号
社 援 発 0331 第 15 号
障 発 0331 第 11 号
老 発 0331 第 4 号
令 和 3 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）

福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少といった福祉分野を取り巻く状況が変化する中で、厚生労働省としては、高齢者、障害者、児童等の対象者に関わらず、属性を問わない包括的な支援を提供する仕組みを推進していくこととしている。福祉サービスの提供にあたっては、地域の支援ニーズの現状・将来的変動、人口の状況、まちづくりの方針等を踏まえ、それぞれの地域が介護、障害、子育て、生活困窮の分野毎の支援を展開いただいている。

また、平成 29 年の通常国会で成立した改正社会福祉法（※ 1）において、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）に地域福祉推進の理念を規定するとともに、第 106 条の 3 にこの理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※ 2）に努める旨を規定した。

さらに、この努力義務の具体化を図るため、昨年通常国会で成立した改正社会福祉法（※ 3）において、法に重層的支援体制整備事業（法第 106 条の 4 第 2 項）を創設しており、ここにおいても参加支援事業（同項第 2 号）として、多様な社会参加への支援を行うこととしている。

本通知は、こうした社会参加に向けた施策を自治体において具体的に取り組むに際して、既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所等（以下「福祉サービス事業所等」という。）の地域資源の活用を促進するために、具体的な運用をお示しすることを目的とする。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）

に対する周知いただくようお願いしたい。また、各地方公共団体においては、関係機関等への周知につき配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 号の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

（※ 1）地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）

（※ 2）包括的な支援体制づくりの具体的な内容

- ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
- ・ 支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備

（※ 3）地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）

記

1. 多様な社会参加への支援に向けた福祉サービス事業所等の活用の考え方

（1）基本的考え方

- これまで、各分野のサービスを統合的に提供する場合の取扱いについては、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（平成 28 年 3 月）」や、介護保険サービス事業と障害福祉サービス事業を同一の事業所で一体的に提供する共生型サービスの実施等により進められてきたところであるが、一方、複雑化・複合化したニーズを抱え、社会との関係性が希薄化した者に対して、多様な社会参加への支援を提供するためには、既存制度では対応できていない狭間のニーズに対応できる地域資源を確保することが必要である。
- 多様な社会参加に向けた地域資源としては、民間企業や個人商店、地域住民の活動など様々な場の活用が想定されるが、特に、各地域において様々な福祉サービスを提供している福祉サービス事業所等には、その支援に関するノウハウの発揮や保有する資源の適切な活用を進めていただくことが期待される。
- 社会資源としての活用方法としては、既存の福祉サービス事業所等の定員の空きを活用して、本来の業務に支障の無い範囲で、本来の支援対象者とは別に社会参加に向けた支援の対象者（以下「社会参加支援対象者」という。）を受け入れることが考えられる。各地域の実情に応じて、こうした取組が進められるよう、本来の業務に支障が生じない範囲で社会参加支援対象者が利用する場合の考え方を以下のとおり整理する。

(2) 各事業の指定基準等との関係

各福祉サービス事業所等については、それぞれ指定や認定等を受ける事業（以下「指定等事業」という。）の人員、設備及び運営に関する基準（以下「運営基準」という。）

(※)において、利用定員や職員の人員配置等が定められているところ、社会参加支援対象者が利用しようとする場合においても、当該運営基準は遵守されなければならない。また、社会参加支援対象者が利用する支援（サービス）において満たすべき基準がある場合には、当該基準の遵守も必要である。この度、社会参加支援対象者が利用する場合の注意点について、以下のとおり整理したため、お示しする。

なお、通所介護事業所や就労継続支援事業所など、各事業所の営業時間が定まっている事業において、サービス提供時間外や休日に、指定等事業の運営に影響を及ぼさない形態で、指定等事業とは別の事業として社会参加支援対象者に対する支援を行う場合には、下記の取扱いに関係なく支援を実施して差し支えない。

(※) 運営基準の例

- ・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）
- ・「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令 171 号）
- ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和 23 年厚生省令第 63 号） など

ア 定員基準との関係について

- 運営基準において、各福祉サービス事業所等の利用定員等について規定されている場合、指定等事業の利用者の人数と、社会参加支援対象者として受け入れる利用者の人数の合計は当該指定等事業の定員の範囲内に収まることとする。

ただし、指定等事業の実施に支障が無い場合(※)や、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではないこと。

(※) 特別養護老人ホーム等において、空きスペースを活用して、子どもの学習支援や食事提供を実施する場合など。

なお、定員及び利用者数の算定方法については、月平均値で管理されている場合は月平均値で行うなど、それぞれの指定等事業の取扱いに準じて行われたい。

- この場合、社会参加支援対象者の利用については、指定等事業の主目的を逸脱しない範囲として、指定等事業の利用者の利用を優先した上で余力の範囲で行うこと。

したがって、現に指定等事業の利用者又は利用希望者がいるのにも関わらず、指定等事業の利用者の利用を制限する形で、社会参加支援対象者分の専用受入枠を設定するような取扱いは認められないものであること。

- なお、指定等事業の運営基準等において、指定等事業の対象者以外の利用について人数の制限等が設けられている場合は、社会参加支援対象者の受け入れも当該人数

の範囲内で行うこととなるので留意されたい。

イ 人員配置基準との関係について

○ 社会参加支援対象者の支援について指定等事業の業務に従事する職員以外の者によって行われる場合など、指定等事業の職員が社会参加支援対象者の支援業務に関与しない場合には、指定等事業の職員配置は、指定等事業の利用者数に応じて行われるものである。

○ 運営基準上、利用者数に応じた職員配置が求められている場合であって、指定等事業の職員が指定等事業の利用者の支援とあわせて社会参加支援対象者の支援に関わる場合には、指定等事業の利用者の人数と社会参加支援の利用者の人数の合計数に応じた職員配置が行われていること。

なお、指定等事業によっては利用者の年齢など一定の区分ごとに人員配置基準の設定を求めている場合があり、単に施設全体の利用者の合計数のみを考慮すべきものではない点に留意すること。

○ また、例えば、「指定事業所の従業者は専ら当該事業所の業務に従事する者でなければならない」など職員専従規定が設けられている場合でも、「ただし利用者の支援に支障が生じない場合はこの限りではない」との例外規定が設けられている場合には、上記の利用者数に応じた職員配置が行われていれば、支援に支障が生じないものとして取り扱って差し支えない。

○ なお、職員専従規定について例外規定が設けられていない場合には、当該専従職員については、社会参加支援対象者の支援業務にあたることは認められないため、社会参加支援対象者の支援業務については、当該事業所の専従職員以外の者又は当該事業所の職員以外の者（※）において対応する体制を整える必要があること。

（※）この場合、当該事業所の職員以外の者が指定等事業の利用者の支援にあたることはできないこと。

ウ 設備基準との関係について

○ 事業所等の定員の範囲内での受け入れとなることから、運営基準上、面積基準などに定めがある場合は、指定等事業の利用者の人数と社会参加支援対象者の人数の合計に対応する水準で必要な設備が確保されていること。

なお、指定等事業によっては利用者の年齢など一定の区分ごとに設備基準の設定を求めている場合があり、単に施設全体の利用者の合計数のみを考慮すべきものではない点に留意すること。

○ また、設備基準において、例えば、「指定事業所の設備については専ら当該事業所の事業の用に供するものでなければならない」など設備の専有規定が設けられている場合でも「ただし利用者の支援に支障が生じない場合はこの限りではない」などの例外規定が設けられている場合には、上記の定員に応じた設備基準が満たされていれば、支援に支障が生じないものとして取り扱って差し支えない。

(3) 報酬・委託費等との関係について

ア 利用者数に応じて報酬や委託費等が算定されている事業の場合

- 社会参加支援対象者への支援については指定等事業の報酬算定対象外となることから、社会参加支援対象者を受け入れた場合でも、指定等事業の利用者数に応じて報酬を算定すること。

なお、別途、社会参加支援対象者の受入れに係る費用等の支払いを受けた場合、当該費用は指定等事業に対する支払いではないことから、指定等事業において請求する報酬と調整を行う必要はないこと。

- また、指定等事業の実施について補助金等が交付される事業のうち、補助金等の金額の算定が指定等事業の利用者数に応じて行われるものについても、報酬算定の場合と同様に、補助金等の算定は指定等事業の利用者数に応じて算定され、社会参加支援対象者の受け入れに係る費用等の支払いを受けた場合でも、補助金等の調整を行う必要はないこと。

イ 事業全体の運営費として委託費等が算定されている事業の場合

- 事業実施に係る委託費等について、運営費の年額など事業費全体に対して交付されている事業については、もともと利用者数によって金額の変動がないものであることから、上記(2)の内容を踏まえ、本来の事業の実施に支障がない範囲で、空き定員等を活用して社会参加の利用者を受け入れても、委託費等の算定上において金額の調整を行う必要はないこと。

- ただし、この場合、社会参加支援対象者の受入れに際し、市町村や社会参加支援対象者等から別途費用等の支払いを受けることは、委託費等の重複支給となることから認められないものである。仮に、社会参加支援対象者等から委託費等との重複支給となるような利用料の支払いを受ける場合(※)には、委託費等の算定において当該利用料分を除くなど金額の調整が必要となるものであること。

(※) 指定等事業においても利用者が自己負担している費用など、委託費の対象外経費の支払いを受けることは可能。

ウ 児童入所施設措置費の場合

- 児童入所施設措置費については、入所児童への支援を行う施設に対して支払われるものであるが、事務費は入所児童数によらず、認可定員数(または暫定定員数)に応じて支払われるものであり、上記(2)の内容を踏まえ、本来の事業の実施に支障がない範囲で、空き定員等を活用して入所児童とは別に社会参加支援対象者を受け入れても差し支えないが、その場合、事務費と重複する目的で社会参加支援対象者の受入れ費用が別途交付される場合には、当該収入を差し引いた額を児童入所施設措置費として支払うものとする。

- また、児童入所施設措置費の額の算定に際し、算定の基礎となる認可定員(暫定

定員）及び入所児童数の設定には、社会参加支援対象者を含めないこと。

(4) 施設整備等に係る財産処分との関係について

ア 財産処分に該当しない場合

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定に基づき、補助金等の交付を受けて取得した財産については、各省庁の長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して転用などの財産処分をしてはならないこととされているが、社会参加支援対象者の利用形態が、一時使用に該当する場合については、財産処分に該当せず、承認手続は不要である。
- 一時使用に該当する場合とは、
 - ・施設等の業務時間外や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に社会参加支援対象者が施設等を利用する場合のほか、
 - ・施設等の業務時間内であっても、本通知の上記（2）の整理に基づき、定員に空きがある場合において、指定等事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に社会参加支援対象者が施設等を利用する場合も該当する。
- この場合の一時使用とは、本来の事業目的として使用している施設について、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合のことをいうものであり、本来の事業目的として使用しなくなった施設を他用途に使用する場合や、他の用途に使用することによって本来の事業目的に支障をきたす場合には、財産処分に該当し、財産処分の承認を得なければならない。
- なお、指定等事業の運営基準等によって指定等事業の対象者以外の利用が認められている場合や、地域住民等との交流を目的として整備されたスペースを指定等事業の対象者が利用する場合は、事業目的の範囲内での利用であり、財産処分には該当しない。

イ 財産処分手続が必要となる場合

- 補助金等の交付を受けて整備された施設等について、本来の事業の目的として使用せずに他の用途に使用する場合は、施設等の転用として財産処分の手続が必要となるため、本来の事業を廃止又は事業規模を縮小して、社会参加支援対象者を受け入れる場合は財産処分手続を行わなければならない。
- この場合、指定等事業の定員に常時空きが生じており、継続的に定員の 2 割以上の社会参加支援対象者を受け入れる場合には、本来の事業の規模を縮小して他の用途に使用しているものとして、財産処分手続が必要となる。
- なお、財産処分に当たっては、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」に基づいて必要な手続を行うこととなるが、地方公共団体が行う経過年数 10 年以上である施設等に係る財産処分などについては、申請手続の特例（包括承認事項）として、厚生労働大臣等への報告によって承認があったものとする弾力化措置が講じられているほか、国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合の基準が設けら

れている。

- 今回、重層的支援体制整備事業の創設に当たって、既存補助財産について重層的支援体制整備事業を実施する施設として転用等を行う場合にも、上記の申請手続の特例措置の対象として加えることとしているため、当該措置に該当する財産処分を行う場合には、必要な手続を行われたい。

※ 財産処分に関する各局長名通知

- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日雇児発第 0417001 号雇用均等・児童家庭局長通知）
- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日社援発第 0417001 号社会・援護局長通知）
- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日老発第 0417001 号老健局長通知）

なお、上記ア、イの財産処分に関して、厚生労働省以外の他省庁の補助金等の交付を受けて取得等をした財産については、当該省庁の財産処分規定が適用されることに留意されたい。

2 多様な社会参加に向けた福祉サービス事業所等の活用方法

(1) 社会資源の確保に向けた取組

ア 市町村における支援ニーズの把握及び社会資源の確保

- 社会参加支援対象者の利用の可否や事業所における支援内容等については、それぞれ社会参加支援対象者のニーズと各福祉サービス事業所等における意向等を踏まえて個別に判断されるものである。各市町村においては、個々の支援対象者のニーズや地域における福祉サービス事業所等の状況等を踏まえて、社会資源の確保等を積極的に図られたい。

一方、その際には、各福祉サービス事業所等の特性等を踏まえて利用者とのマッチングを行うなど、本来の事業実施に負担が生じないように配慮する必要がある。特にDV被害者等の入所施設などで施設所在地等の秘匿性が求められる場合には、社会参加支援としての活用は慎重な判断を要すると考えられるが、仮に活用する場合は、社会参加支援の利用者についても、情報の秘匿を求めることにも留意されたい。

イ 社会福祉法人の活用による地域における公益的な取組

- 社会福祉法人には、社会福祉法第 24 条第 2 項の規定に基づき、「地域における公益的な取組」の実施が法人の責務として位置づけられており、その公益的性格に鑑みて、法人が行う事業の利用者への対応のみならず、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、新たな地域ニーズに対して積極的

に対応していくことが求められている。

- 「地域における公益的な取組」は、地域ニーズを踏まえ新たに社会福祉事業又は公益事業を行うことのほか、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点から、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働する場の創出など、地域住民の相互のつながりの強化を図る取組も該当することとされている。
- 社会参加支援に向けた取組も、地域における公益的な取組に含まれるものであることから、社会福祉法人が設置する福祉サービス事業所等においては積極的な取組を期待するものである。そのため、各都道府県及び市町村においては、社会福祉法人に対して、本通知の周知や社会参加支援の取組実施の協力への依頼等を行われたい。

(2) 多様な社会参加への支援に向けた福祉サービス事業所等の活用例

社会参加支援として福祉サービス事業所等を活用する際の具体例については次のとおりである。この具体例についてはあくまでも活用の例であるので、各自治体においては、個々の支援ニーズ等に応じて例示以外の活用方法についても検討し、地域資源の確保に努められたい。

①入所施設・居住系サービスの場合

居住に課題を抱える者(※)につき、入所施設等に空きがある場合に、本来の業務に支障がない範囲で入所者等として受け入れられること。また、空きスペースを他分野の支援に活用できること。(主な入所施設等については別紙1参照)

(※) 「居住に課題を抱える者」とは、例えば、一定程度の所得がある視覚障害者のほか、次のような、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)第2条に定める「住宅確保要配慮者」が考えられる。

<住宅確保要配慮者>

- ① 低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下)、
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者
 - ・ 外国人等(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等)
 - ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者(発災後3年以上経過)
 - ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

<活用例>

- ・養護老人ホームにおいて、居住に課題を抱える者への支援のため、措置入所者以外に、空床を活用し契約による入所を実施する。（収容の余力がある場合に限り、取扱人員総数の20%以内で認められる。）
- ・特別養護老人ホームにおいて、空きスペースを活用して、子どもの学習支援や食事提供を実施する。
- ・自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）において、専門的なノウハウを活用した子育て支援や、思春期問題等の相談を行う等、若者への支援を実施する。

②通所事業所、③多機能系事業所の場合

社会参加・日常生活に課題を抱える者につき、日中を過ごす場として、通所事業所や多機能系事業所に空きがある場合に、本来の業務に支障がない範囲で受け入れられること。また、空きスペースを他分野の支援に活用できること。（主な施設については別紙1参照）

<活用例>

- ・保育所等の空きスペースを活用して、地域の子育て世帯等が集う場等を設ける。

④就労支援施設の場合

就労に課題を抱える者につき、就労等に向けた活動を行う場として、就労支援施設に空きがある場合に、本来の業務に支障がない範囲で受け入れられること。また、空きスペースを他分野の支援に活用できること。（主な施設については別紙1参照）

<活用例>

- ・生活困窮者の就労支援を行っている事業者において、経済的な困窮状態にないひきこもり状態にある者に対して就労支援（就労準備支援）を実施する。
- ・就労継続支援B型事業所において、障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないひきこもり状態の者への就労支援を実施する。

(別紙1) 各制度の人員基準、設備基準等(主なもの)

※ 本表は社会参加支援として活用が想定される主な施設等を掲げたものであり、本表に記載のない社会福祉施設等について活用ができないものではない。

① 入所施設(短期入所を含む)・居住系サービス

| | 人員基準 | 設備基準 | 法的根拠 | 補助方法 | 担当部署 |
|---|--|---|--|---|------------------|
| 特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) | <ul style="list-style-type: none"> ・医師(入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数) ・介護職員又は看護職員(入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上) ・栄養士(1以上) ・機能訓練指導員(1以上) ・介護支援専門員(1以上) <p><専従規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者は専従でなければならない。 ・ただし、入所者の処遇に支障がない場合は兼務可 | <ul style="list-style-type: none"> 居室、静養室、食堂、集会室、浴室、洗面設備、便所、医務室、調理室、介護職員室、看護職員室、機能訓練室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、事務室その他の運営上必要な設備 <p><専有規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備は専用でなければならない。 ・ただし、入所者の処遇に支障がない場合は兼用可 | 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年三月三十一日) | 介護報酬 要介護度に応じた基本報酬 +サービス、体制に関する加算・減算 | 老健局高齢者支援課 |
| 短期入所生活介護 【利用定員】 20人以上 (併設の場合は20人未満とすることができる) | <ul style="list-style-type: none"> ・医師(1人以上) ・生活相談員(利用者100人につき1人以上。うち一人は常勤。) ・介護職員又は看護師又は准看護師(利用者3人につき1人以上。うち一人は常勤) ・栄養士(1人以上) ・機能訓練指導員(1以上) ・調理員その他の従業者 | <ul style="list-style-type: none"> 居室 ・食堂及び機能訓練室 ・浴室、便所、洗面設備 ・医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第37号)第121条、第123条 | 介護報酬 | 老健局認知症施策・地域介護推進課 |
| 養護老人ホーム | <ul style="list-style-type: none"> ・医師(入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数) ・支援員(入所者の数が15又はその端数を増すごとに1以上) ・看護職員(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上) ・栄養士(1以上) <p><専従規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者は専従でなければならない。 | <ul style="list-style-type: none"> 居室、静養室、食堂、集会室、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、宿直室、職員室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、霊安室、事務室その他の運営上必要な設備 <p><専有規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備は専用でなければならない。 | 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年七月一日) | 措置費 | 老健局高齢者支援課 |

| | | | | | |
|--|--|--|--|-----------------------------|------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、入所者の処遇に支障がない場合は兼務可 | <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、入所者の処遇に支障がない場合は兼用可 | | | |
| ケアハウス（軽費老人ホーム） | <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員（入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上） ・介護職員（入所者30人以下の場合は1以上等） ・栄養士（1以上） ・事務員（1以上） <p><専従規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者は専従でなければならない。 ・ただし、入所者の処遇に支障がない場合は兼務可 | 居室、談話室、娯楽室又は集会室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室、面談室、洗濯室又は洗濯場、宿直室、事務室その他の運営上必要な設備 | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年） | 運営費 | 老健局高齢者支援課 |
| 認知症グループホーム（認知症対応型共同生活介護） | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 共同生活住居 ごとに1 ・代表者 ・介護従業者 3:1（共同生活住居ごとに夜間・深夜の勤務を行う者原則1以上） ・計画作成担当者 共同生活住居 ごとに1（令和3年度からは事業所ごとに1） | <ul style="list-style-type: none"> ・共同生活住居：原則1又は2（令和3年度からは3以下）。定員5～9人。 居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備等が必要。 ・居室：定員1人。床面積7.43㎡（4.5畳）以上。 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号） 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第36号） | 介護報酬 要介護度に応じた基本報酬 +加算 | 老健局認知症施策・地域介護推進課 |
| 障害者グループホーム（共同生活援助） ※介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型の3類型 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 ・サービス管理責任者：利用者30人までは1、以降30人増す毎に1 ・世話人 6：1以上（日中サービス支援型は5：1以上） ・生活支援員：障害支援区分に応じて、2.5：1～9：1（外部サービス利用型は配置不要） <p><専従規定></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・共同生活住居：定員2～10人以下（既存の建物は2人以上20人以下、都道府県知事が特に必要と認めた場合は21人以上30人以下）、居室、居間、食堂、便所、浴室、消火設備等が必要。 ・居室：定員1人（必要と認められる場合は2人）。床面積7.43㎡以上 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号） | 障害報酬 基本報酬+加算 | 障害保健福祉部 障害福祉課 |

| | | | | | |
|----------|---|---|---|--|-------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者、世話人及び生活支援員は専従でなければならない。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は兼務可。 ・管理者は専従でなければならない。 ただし、管理上支障がない場合は兼務可。 | <p>※家庭的な雰囲気の下で生活する障害者の住まいであるため、高齢者等に対する類似のサービスである 認知症対応型共同生活介護との設備の共用は可能。</p> <p><専有規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室のみ専有でなければならない。 | | | |
| 児童養護施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員 ・保育士（0・1歳児 1.6:1、2歳児 2:1、3歳以上幼児 4:1、小学生以上 5.5:1、45人以下の施設は更に1人追加） ・嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員 ・栄養士（40人以下の施設は配置なしも可） ・調理員（調理業務を全部委託する場合配置なしも可） ・看護師（乳児がいる場合 乳児 1.6:1）、心理療法担当職員（必要な児童が10人以上いる場合）、職業指導員（職業指導を行う場合） <p><専従規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて職員の一部を兼務することができる。 ・ただし、入所している者の保護に直接従事する職員は兼務不可。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童の居室（1室の定員4人以下、1人4.95㎡以上、乳幼児のみは定員6人以下、1人3.3㎡以上、年齢に応じて男女別とする） ・相談室 ・調理室 ・浴室 ・便所（男女別、少数の児童の場合を除く） ・医務室及び静養室（児童30人以上の場合） ・職業指導に必要な設備（年齢、適性等に応じて設置） <p><専有規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて設備の一部を兼ねることができる。 ・ただし、居室及び特有の設備は兼用不可。 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第8条、第41条、第42条 | 児童入所施設措置費等国庫負担金 措置費（事務費＋事業費） ・事務費＝保護単価×定員 ・事業費＝単価×措置児童数 | 子ども家庭局家庭福祉課 |
| 母子生活支援施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医 ・母子支援員（母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては3人以上） ・少年指導員（母子20世帯以上を入所させる | <ul style="list-style-type: none"> ・母子室（30㎡以上）、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。 ・母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、一世帯につき一室以上とすること。 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第8条、第26条、第27条 | 児童入所施設措置費等国庫負担金 措置費（事務費＋事業費） 事務費＝保護単価×施設定員 | 子ども家庭局家庭福祉課 |

| | | | | | |
|-----|---|---|---|--|-------------|
| | <p>母子生活支援施設においては、2人以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理員又はこれに代わる者 <p><専従規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて職員の一部を兼務することができる。 ・ただし、入所している者の保護に直接従事する職員は兼務不可。 | <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。 ・乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。 <p><専有規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて設備の一部を兼ねることができる。 ・ただし、居室及び特有の設備は兼用不可。 | | | |
| 乳児院 | <p>※最低基準 (乳児10人以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児科の医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員 ・看護師又は保育士又は児童指導員(乳児1.6:1(7人以上。看護師は乳児10人で2人以上、以下10人毎に1人)) ・栄養士、調理員等(乳児10人未満) ・嘱託医、家庭支援専門相談員 ・看護師又は保育士又は児童指導員(7人以上。ただし看護師1人以上) ・調理員又はこれに代わる者 <p><専従規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて職員の一部を兼務することができる。 | <p>※最低基準 (乳児10人以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝室(乳幼児一人につき2.47m²以上)、観察室(乳児一人につき1.65m²以上)、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。 (乳児10人未満) ・乳幼児の養育のための専用の室(一室につき9.91m²以上とし、乳幼児一人につき2.47m²以上)及び相談室を設けること。 <p><専有規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて設備の一部を兼ねることができる。 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第8条、第19条～第22条 | <p>児童入所施設措置費等国庫負担金</p> <p>措置費(事務費+事業費)</p> <p>事務費=保護単価×定員+保護単価×措置児童数</p> | 子ども家庭局家庭福祉課 |

| | | | | | |
|---|--|--|--|---|--------------------|
| | <p>・ただし、入所している者の保護に直接従事する職員は兼務不可。</p> | <p>・ただし、居室及び特有の設備は兼用不可。</p> | | | |
| <p>自立援助ホーム（児童自立生活援助事業） 【入居定員】 ・5人以上 20人以下</p> | <p>（入居定員6人以下の場合） ・指導員3人以上。ただし、指導員を2人以上配置している場合には残りの員数を補助員をもって代えることができる。 （入居定員7人以上の場合） ・指導員を4人以上。以降入居定員が7人から3人増える毎に指導員を1人加えて得た人数以上。ただし、指導員数から1を減じた数以上指導員が配置されている場合には、残りの員数を補助員をもって代えることができる。 <専従規定なし></p> | <p>（1）日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、職員が入居児童に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。 （2）個々の入居児童の居室の床面積は、一人当たり4.95㎡以上とすること。なお、一居室当たりの入居児童はおおむね2人までとすること。また、男子と女子は別室とすること。 （3）居間、食堂等入居児童が相互交流することができる場所を有していること。 （4）保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこと。 <専有規定なし></p> | <p>児童福祉法第6条の3第1項、第33条の6 児童自立生活援助事業（自立支援ホーム）の実施について</p> | <p>児童入所施設措置費等国庫負担金 措置費（事務費＋事業費） 事務費＝保護単価×施設定員</p> | <p>子ども家庭局家庭福祉課</p> |
| <p>保護施設（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設）</p> | <p>・救護施設（30人以上）施設長、医師、生活指導員、介護職員、看護師又は准看護師、栄養士、調理員 ・更生施設（30人以上）施設長、医師、生活指導員、作業指導員、看護師又は准看護師、栄養士、調理員 ・授産施設（20人以上）施設長、作業指導員 ・宿所提供施設（30人以上）施設長 <専従規定> ・職員は専従でなければならない。</p> | <p>・救護施設（30人以上）居室（3.3㎡以上、原則4人以下、静養室、食堂、医務室、作業室又は作業場、事務室、面接室等 ・更生施設（30人以上）居室（3.3㎡以上、原則4人以下、静養室、食堂、医務室、作業室又は作業場、事務室、面接室等 ・授産施設（20人以上）作業室、作業設備、食堂、事務室等 ・宿所提供施設（30人以上）居室（3.3㎡以上）、</p> | <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号～第5号</p> | <p>運営費： 措置費＋施設事務費・事務委託費における加算（※医療保護施設については診療報酬） 設備費： 社会福祉施設等施設設備国庫補助金</p> | <p>社会・援護局保護課</p> |

| | | | | | |
|-------------------------|---|---|--|--------------------------|-----------|
| | ・ただし、支障がない場合は兼務可。 | 炊事設備、面接室、事務室等 <専有規定> ・設備は専有でなければならない。 ・ただし、支障がない場合は兼用可。 | | | |
| 無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設を含む。） | 施設長 職員 入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数 <専従規定> ※日常生活支援住居施設に限る。 ・生活支援提供責任者は専従でなければならない。 | 居室（個室、原則7.43㎡以上）、炊事施設等 <専有規定> ・設備は専有でなければならない。 ・ただし、支障がない場合は兼用可。 | ・社会福祉法第2条第3項第8号 ・無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号） | 設備費： 社会福祉施設等施設設備国庫補助金 | 社会・援護局保護課 |

②通所事業所

| | 人員基準 | 設備基準 | 法的根拠 | 補助方法 | 担当部署 |
|------------------------------------|--|---|---|---|------------------|
| 通所介護 | ①管理者 1名（常勤） ②生活相談員 1名以上 ③看護職員 1名以上 ④機能訓練指導員 1名以上 ⑤介護職員 通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となります。（提供時間数が7時間であれば、単位ごとに介護職員を7時間勤務させることとなります。） ※利用定員が10名以下の場合 ③看護職員又は⑤介護職員のいずれかを1名以上 | ・食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第93条、第95条 | 介護報酬 サービス提供時間、要介護度、事業所規模に基づく基本報酬 ＋サービス・体制に関する加算 | 老健局認知症施策・地域介護推進課 |
| 放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる場合を除く。） | ・児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（1名以上は常勤） （障害児の数が10名までの場合）2名以上 （障害児の数が10名を超える場合）2名に、障害児の数が10 | ・指導訓練室 ・放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等 <専有規定> | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）第 | 障害児通所給付費（基本報酬＋加算） | 障害保健福祉部 障害福祉課 |

| | | | | | |
|------|---|---|--|---|--------------------------|
| | <p>を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>※ 令和3年4月から、障害福祉サービス経験者は対象外（令和5年3月31日まで経過措置による配置可）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援管理責任者 1名以上（1名以上は常勤） ・機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合） ・看護職員（医療的ケアを行う場合）（令和3年4月以降） ・管理者 <p><専従規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者及び児童発達支援管理責任者は専従（専任）でなければならない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・設備及び備品等は専有でなければならない ・ただし、障害児の支援に支障がない場合は兼用可 | 66条、第67条、第68条 | | |
| 生活介護 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 ・医師（利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数） ・看護職員（指定生活介護の単位ごとに1以上） ・理学療法士又は作業療法士（利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに必要な数） ・生活支援員（指定生活介護の単位ごとに1以上） ・サービス管理責任者（利用者数が60人以下は1以上、以降利用者が40人又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上） <p>※看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごと</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営に必要な設備 <p><専有規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は兼用可能。 ・その他の設備は専有でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は兼用可。 | <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）</p> | <p>障害報酬 定員規模、障害支援区分に応じた基本報酬 ＋サービス、体制に関する加算・減算</p> | <p>障害保健福祉部 障害福祉課</p> |

| | | | | | |
|-----|---|--|---|--|-----------|
| | <p>に、利用者の平均障害支援区分に応じ6：1～3：1)</p> <p>※生活支援員とサービス管理責任者は1人以上常勤。</p> <p><専従規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者は専従でなければならない。 ・ただし、利用者の支援に支障がない場合については兼務可。 | | | | |
| 保育所 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育士 0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4・5歳児 30：1 ・嘱託医 ・調理員 <p><専従規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて職員の一部を兼務することができる。 ・ただし、入所している者の保育に直接従事する職員は兼務不可。 | <p>(満2歳未満)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室 (1.65㎡×乳幼児数以上) ・ほふく室 (3.3㎡×乳幼児数以上) ・医務室、調理室、便所 <p>(満2歳以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室・遊戯室 (1.98㎡×幼児数以上) ・屋外遊戯場 (3.3㎡×幼児数以上。付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所でも可。) ・調理室、便所 (児童の年齢にかかわらず必要) ・軽便消化器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備 <p><専有規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて設備の一部を兼ねることができる。 ・ただし、特有の設備は兼用不可。 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第8条、第32条、第33条 | <p>運営費：公定価格</p> <p>基本分単価：施設が所在する地域区分、利用児童数等に応じて支給</p> <p>+各種加算</p> <p>施設整備：保育所等整備交付金</p> | 子ども家庭局保育課 |

③多機能系事業所

| | 人員基準 | 設備基準 | 法的根拠 | 補助方法 | 担当部署 |
|--|------|------|------|------|------|
|--|------|------|------|------|------|

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|-------------------------|
| <p>小規模多機能型居宅介護 【利用定員】 ・1事業所の登録定員は29名以下 ・「通い」の利用定員は登録定員の2分の1～15名の範囲内（一定の要件を満たす場合は最大18名） ・「泊まり」の利用定員は通いの利用定員の3分の1～9名の範囲内</p> | <p>・管理者 ・代表者 ・介護・看護職員（日中：通いの利用者 3人に1人＋訪問対応1人 夜間：夜間・深夜の勤務を行う者1人＋宿直1人 ・介護支援専門員1人</p> | <p>・居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備等 ※居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ ※宿泊室は7.43㎡程度でプライバシーが確保できるしつらえ</p> | <p>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成18年3月14日厚生労働省令第34号） 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）</p> | <p>介護報酬 要介護度に応じた基本報酬 ＋サービス、体制に関する加算</p> | <p>老健局認知症施策・地域介護推進課</p> |
|--|--|--|--|---|-------------------------|

④就労支援施設

| | 人員基準 | 設備基準 | 法的根拠 | 補助方法 | 担当部署 |
|-----------------|--|--|---|---|--------------------------|
| <p>就労継続支援B型</p> | <p>・管理者 ・職業指導員・生活支援員 10:1（事業所毎にそれぞれ1人以上） ・サービス管理責任者：利用者数が60人以下は1人以上、61人以上は1人に利用者数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※職業指導員・生活支援員のいずれかとサービス管理責任者は1人以上は常勤。 <専従規定> ・従業者は専従でなければならない。 ・ただし、支障がない場合は兼務可。</p> | <p>・訓練・作業室、相談室（多目的室）、洗面所、便所 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 <専有規定> ・相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は兼用可能。 ・その他の設備は専有でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は兼用可。</p> | <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）</p> | <p>障害報酬 定員規模、人員配置、平均工賃月額による基本報酬 ＋体制加算</p> | <p>障害保健福祉部 障害福祉課</p> |

※共生型サービスや基準該当サービスにつきましては、各運営基準を参照いただきたい。

緊急的住居確保・自立支援対策(自立準備ホーム)の概要

更生保護施設

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

緊急的住居確保・自立支援対策

